

## 安全衛生委員会が指定する制限対象地域（9/13～9/30）

令和3年9月10日現在

— 新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校法人金沢工業大学活動制限指針別紙 —

安全衛生委員会

### 石川県、富山県、福井県以外の都道府県

### 制限対象地域

#### 1. 教育活動の優先

- 対面授業の実施内容（対象学生・日程等）は、各学校が定めたとおりであり対面授業を優先した運営をお願いします。

#### 2. 制限対象地域への出張等が許可された教職員

- 出張等から帰着後は、活動制限指針に従って教員は1週間の在宅勤務、職員は1週間の執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での執務を行う。  
但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な教職員が「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の指定地域以外の制限対象地域からの帰着の場合は、1週間の在宅勤務等を除外できる。
- より感染力が強いとされる変異株の感染者数が増加傾向です。変異株であっても3密（密集・密接・密閉）を避ける、マスクの着用、手洗いなど、基本的な感染対策が有効です。「新しい生活様式」の徹底と感染リスクの高まる「5つの場面」を避ける行動を引き続きお願いします。
- 訪問する地域が発表している行動制限を尊重してください。

#### 3. 制限対象地域へ移動した学生

- 活動制限指針に従い、1週間のキャンパス立入を原則禁止します。  
但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な学生が「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の指定地域以外の制限対象地域からの帰着の場合は、1週間の立ち入り禁止を除外できる。
- 訪問する地域が発表している行動制限を尊重してください。

#### 4. 制限対象地域からの来訪者等と接触

- 活動制限指針に従い、学生は1週間のキャンパス立入を原則禁止、教員は1週間の在宅勤務、職員は1週間の執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での執務を行う。  
但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な接触者が「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の指定地域以外の制限対象地域からの来訪者と接触した場合は、1週間の立ち入り禁止等を除外できる。

注記1. 大学は、8/7(土)から9/20(月)まで夏季休業期間。6/14(月)から学外活動は、原則県内の活動のみを対象として指導者の立ち合いのもとで実施可能。但し、事前に申請書が提出され許可されたものは実施可能としています。

高専については、別途取り扱います。

注記2. 当該期間に行われる学生募集活動等については別途取り扱います。

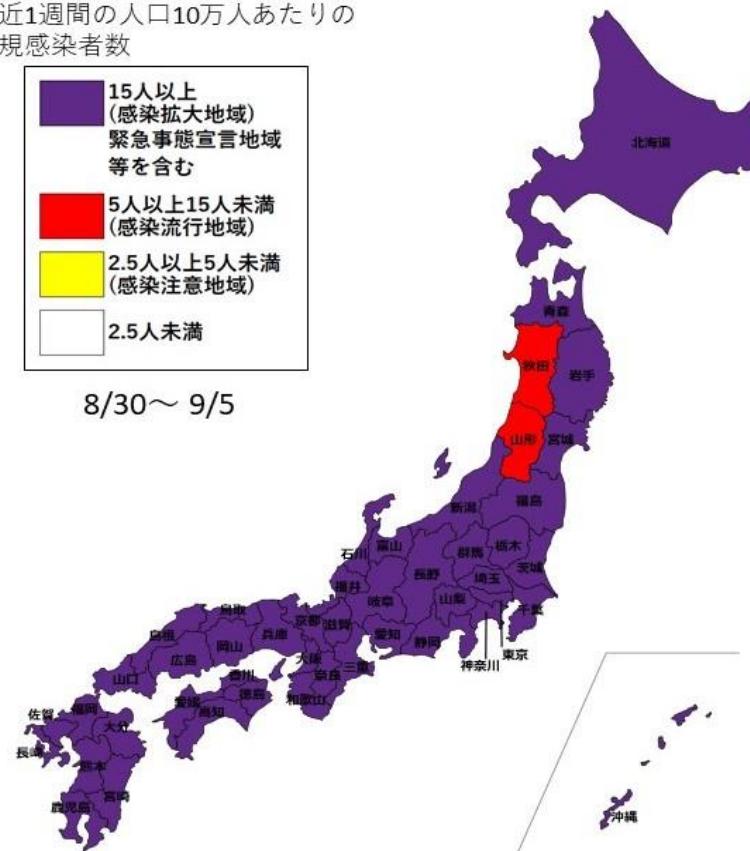
政府は、「緊急事態宣言」について19都道府県に9月30日まで延長する。宮城県、岡山県は9月12日で解除し、「まん延防止等重点措置」に移行。「まん延防止等重点措置」は8県に同じく9月30日まで延長し、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県は9月12日で解除することを決定しました。現状況下において学園は、石川県、富山県、福井県以外の都道府県を「制限対象地域」とします。  
なお、感染状況により現行の「制限対象地域」を見直す場合がありますので、十分注意してください。

「緊急事態宣言」： 北海道、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県  
「まん延防止等重点措置」：石川県、宮城県、福島県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県  
※共に9/30まで予定

直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数



8/30～9/5



【参考】宮崎県が作成した「全国の感染状況について」（宮崎県HPより）